

感染症第4061号
令和3年(2021年)12月22日

各郡市医師会長 様
各薬剤師会支部長 様

北海道保健福祉部長

PCR等検査無料化推進事業の実施について(通知)

本道の保健医療福祉行政、とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(令和3年11月12日政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であるとし、ワクチン・検査パッケージ制度要綱を定めたほか、先般、検査無料化に係る今年度の補正予算を措置したことから、道においても、所要の予算約216億円を措置した上で、今般、別添「PCR等検査無料化推進事業実施要領」により実施することとしました。

当該事業は、薬局や医療機関、衛生検査所等、ワクチン検査・パッケージ制度等登録事業者が道に登録の上、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない無症状者等に対して、無料検査を行うもので、この事業での検査(無症状者に対する抗原定性検査等)は、行政検査とは異なり、その感度等は低いとされるものの、ウイルス量が多い感染者に対する早期探知・早期介入の観点から、感染リスクの低減に向け、有効な手段となり得ると考えられることから、年内から、順次、事業を開始できるよう取り組んでいるところです。

つきましては、本事業の実施に御理解をいただきますとともに、併せて、この事業で陽性となった方からの円滑な受診・相談につき、特段の御配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、無料検査を実施しようとする事業者からの検査実施計画書(実施事業者登録申請書)の受付については、別途、お知らせする予定でありますほか、各医療機関及び薬局へは、管轄の保健所から検査実施事業者の積極的な登録について、また、各診療・検査医療機関及び各保健所設置市受診・相談センターへは、この事業で陽性となった方からの円滑な受診・相談について、通知しておりますことを申し添えます。

記

1 無料化事業の概要

(1) ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

次に掲げる無症状者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間

の取組のために必要な検査を無料とする事業

- ・基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者
- ・12歳未満の子ども

※ 本事業は現在のところ、国から本年度限りとされていること。

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大の傾向が見られる場合に、北海道知事の判断により、感染リスクが高い環境にある等のため、感染不安を感じる無症状の住民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業

2 無料検査を行う事業者となる場合の登録手続概要

次の書類を作成の上、原則、電子メールで道が定める提出先に送付いただくこと。

- (1) PCR等検査無料化推進事業実施要領様式1「検査実施計画書（実施事業者登録申請書）」
- (2) 事業所内の実施場所を示す図面

3 補助概要（案）

(1) 検査に要する経費

ア 1回当たりの検査キット原価（PCR検査等の場合は検査費用・送料等を含む）

(ア) PCR検査等

実施事業者の仕入額（上限8,500円（税込））

なお、実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、上限額を7,000円（税込）とすること。

また、国では、令和4年4月1日以降については、上限額を7,000円（税込）以下に変更する予定としていること。

(イ) 抗原定性検査

実施事業者の仕入額（上限3,000円（税込））

なお、令和3年12月30日までは、上限額を3,500円（税込）とすること。

イ その他実施事業者において生じる各種経費等

PCR検査等、抗原定性検査 3,000円（税込）／回

(2) 検査体制（初度設備）整備に要する経費

1箇所当たり1,300,000円以内（税込）（検査ブースの設置、レイアウト変更等）

4 その他

登録後は、速やかに道のホームページ等で、実施事業者名や所在地等を公表する予定であること。

感染症対策局感染症対策課
担 当：坂田、寺島、藤原
電 話：011-206-0492

各
〔
医 療 機 関
薬 局
衛 生 検 査 所
ワクチン・検査パッケージ
制度等登録事業者
〕
の長様

北海道保健福祉部長

PCR等検査無料化推進事業の実施について(通知)

本道の保健医療福祉行政、とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(令和3年11月12日政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であるとし、ワクチン・検査パッケージ制度要綱を定めたほか、先般、検査無料化に係る今年度の補正予算を措置したことから、道においても、所要の予算約216億円を措置した上で、今般、別添「PCR等検査無料化推進事業実施要領」により実施することとしました。

当該事業は、薬局や医療機関、衛生検査所等、ワクチン検査・パッケージ制度等登録事業者が道に登録の上、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない無症状者等に対して、無料検査を行うもので、この事業での検査(無症状者に対する抗原定性検査等)は、行政検査とは異なり、その感度等は低いとされるものの、ウイルス量が多い感染者に対する早期探知・早期介入の観点から、感染リスクの低減に向け、有効な手段となり得ると考えられることから、道としては、年内から、順次、事業を開始できるよう取り組むこととしております。

つきましては、本事業の趣旨に御理解をいただきますとともに、事業者登録について、御検討くださるようお願い申し上げます。

なお、検査実施計画書(実施事業者登録申請書)の受付については、別途、お知らせする予定でありますことを申し添えます。

記

1 無料化事業の概要

(1) ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

次に掲げる無症状者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要な検査を無料とする事業

- ・基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者
- ・12歳未満の子ども

※ 本事業は現在のところ、国から本年度限りとされていること。

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大の傾向が見られる場合に、北海道知事の判断により、感染リスクが高い環境にある等のため、感染不安を感じる無症状の住民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業

2 無料検査を行う事業者となる場合の登録手続概要

次の書類を作成の上、原則、電子メールで道が定める提出先に送付いただくこと。

(1) PCR等検査無料化推進事業実施要領様式1「検査実施計画書（実施事業者登録申請書）」

(2) 事業所内の実施場所を示す図面

3 補助概要（案）

(1) 検査に要する経費

ア 1回当たりの検査キット原価（PCR検査等の場合は検査費用・送料等を含む）

(ア) PCR検査等

実施事業者の仕入額（上限8,500円（税込））

なお、実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、上限額を7,000円（税込）とすること。

また、国では、令和4年4月1日以降については、上限額を7,000円（税込）以下に変更する予定としていること。

(イ) 抗原定性検査

実施事業者の仕入額（上限3,000円（税込））

なお、令和3年12月30日までは、上限額を3,500円（税込）とすること。

イ その他実施事業者において生じる各種経費等

PCR検査等、抗原定性検査 3,000円（税込）／回

(2) 検査体制（初度設備）整備に要する経費

1箇所当たり1,300,000円以内（税込）（検査ブースの設置、レイアウト変更等）

4 その他

登録後は、速やかに道のホームページで、実施事業者名や所在地等を公表する予定であること。

5 送付資料

(1) PCR等検査無料化の概要

(2) PCR等検査無料化推進事業実施要領

感染症対策局感染症対策課
担当：坂田、寺島、藤原
電話：011-206-0492

各診療・検査医療機関の長様
各保健所設置市受診・相談センターの長様

北海道保健福祉部長

PCR等検査無料化推進事業の実施について(通知)

本道の保健医療福祉行政、とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(令和3年11月12日政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であるとし、ワクチン・検査パッケージ制度要綱を定めたほか、先般、検査無料化に係る今年度の補正予算を措置したことから、道においても、今年度の補正予算として、「PCR等検査無料化推進事業費」約216億円を措置したところです。

当該事業は、薬局や医療機関、衛生検査所等、ワクチン検査・パッケージ制度等登録事業者が道に登録の上、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない無症状者等に対して、無料検査を行うものであり、この検査結果は、診断結果を示すものではなく、陽性となった方には、改めて、受診・相談センター又は医療機関を紹介することとされております。

道といたしましては、この事業での検査(無症状者に対する抗原定性検査等)は、行政検査とは異なり、その感度等は低いとされるものの、ウイルス量が多い感染者に対する早期探知・早期介入の観点から、感染リスクの低減に向け、有効な手段となり得ると考えられることから、年内から、順次、事業を開始できるよう取り組んでいるところです。

つきましては、本事業の実施に御理解をいただきますとともに、併せて、この事業で陽性となった方からの円滑な受診・相談につき、特段の御配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 送付資料

- (1) PCR等検査無料化の概要
- (2) PCR等検査無料化推進事業実施要領

感染症対策局感染症対策課
担当：坂田、寺島、藤原
電話：011-206-0492